

東北文化学園大学における競争的資金等の不正行為に関する規程

「平成 19 年 11 月 7 日」

「大学運営会議制定」

(目的)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学競争的資金等規程第 5 条第 3 項に基づき、競争的資金等の不正行為、及び第 9 条第 2 項に基づき、通報窓口に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「競争的資金等の不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、該当研究者の了承若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 研究費の不正使用など、法令や関係規則に違反すること。

(不正防止計画書の作成)

第 3 条 不正防止計画推進者は、東北文化学園大学競争的資金等規程第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、競争的資金等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するため、関係部署等と連携を取り、不正防止計画書を作成しなければならない。

2 不正防止計画を推進するにあたり、次の内容を検討する。

- (1) 競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 関係部署と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) 行動規範の策定等に関すること。
- (4) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

3 不正防止計画推進者は、不正防止計画書の作成が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その実施について、不正防止計画推進者に対して改善を命じるとともに最高責任者に報告するものとする。

(不正防止計画の実施)

第4条 不正防止計画推進者は、前条で作成した不正防止計画書に基づき不正防止の計画を実施しなければならない。

2 不正防止計画推進者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告し、報告内容が不適当と認める場合には、不正防止計画推進者に対し改善を求めることができるものとする。

(不正防止計画の運営及び管理)

第5条 最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行なわれないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(通報等の取扱)

第6条 東北文化学園大学競争的資金等規程第9条第1項に規定する通報窓口における、不正行為等に関する通報の方法は、電話、電子メール、FAX、文書によるものとする。

2 通報窓口は、通報を受けた場合は、速やかに最高管理責任者及び不正防止計画推進者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該通報の内容等について調査するため、調査委員会を設置し、事実確認を行わなければならない。

(秘密保持)

第7条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、担当者以外が電話又は電子メールなどを見聞できないように、適切な処置を講じなければならない。

2 通報を知る立場にある者は、通報者及び被通報者の氏名並びに通報内容について、調査結果の公表まで、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護)

第8条 大学は、通報者が通報したことを理由として、該当通報者等に対して解雇その他不利益な取扱いを一切してはならない。

2 大学は、相当の理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者に対して解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査結果の報告)

第9条 最高管理責任者は、不正行為が発覚し、調査した結果、それが事実であると認められる場合、文部科学省及び関連機関等に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、不正行為に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。